

# 山梨県医学検査会誌 投稿規程

平成 29 年 6 月 15 日制定

## 【投稿内容】

- 1 「山梨県医学検査会誌」に掲載希望の論文は、検査の進歩、発展に寄与する創意に富んだもので他誌に未発表のものに限る。
- 2 投稿論文に関して特に企業製品の評価に関する論文に関して助成金を受けている場合などはその旨を必ず掲載する。なお、山梨県臨床検査技師会ホームページより様式 3（利益相反申告書）をダウンロードして必要事項を記入し、論文と一緒に提出する。

【原著】 臨床検査、公衆衛生分野の基礎および応用に関するオリジナルな内容のもの。

【研究】 基礎的臨床的研究、追試、改良などに関するもの。

【症例】 症例に関するもの。

【試薬と機器】 試薬や機器の検討に関するもの。

【資料】 管理運営、調査などに関するもの。

## <注意>

二重投稿及び同時投稿は認めない。二重投稿とは以下の通りである。

- ① 著書、研究会、商業誌などの如何を問わず、すでに原著形成で発表されていて対象が基本的に同じであり、方法が同じで結処、考察に新しいものがない場合。（図表のない学会抄録は除く）
- ② 総説であっても対象が基本的に同じであり、方法が同じ結果、考察に新しいものがなく、同一内容の図表を用いた場合。

## 【投稿資格・期限】

- 1 筆頭投稿者は山梨県臨床検査技師会会員に限る。
- 2 述名執筆者は 7 名以内を基本とするが、それを超える場合は編集委員長に問い合わせる。また、山梨県臨床検査技師会会員外でも認める。
- 3 毎年 12 月 20 日までに山梨県臨床検査技師会学術部長宛に到着する様に投稿すること。

## 【執筆要領】

### <原稿の作成>

原稿は A4 版の用紙に、1 頁あたりの文字数を 20 字×20 行とする。表および図（写真を含む）は 1 点につき原稿 1 枚とカウントする。文章の句読点はすべてコンマ（,）ピリオド（.）とし、度量衡などの単位は、SI 単位の使用を原則とする。また、原稿の形式は内容や分類によって若干異なるが、原著、研究、症例、試薬と機器および資料では、以下の順に記載することが好ましい。

1. 投稿表紙：本誌綴り込みの投稿表紙に必要事項を記入し、原稿に添付する。  
なお、山梨県臨床検査技師会ホームページからもダウンロードできる。（様式 1）
2. 本文：はじめに、Ⅰ. 方法、Ⅱ. 結果、Ⅲ. 考察、Ⅳ. 結語の順に記載する。  
また原著の場合は和文要旨（400 字以内）を添付する（または英文 Summary, 200 文字以内でも可）

なお、山梨県臨床検査技師会ホームページから所定の MS-Word テンプレート (A4) をダウンロードできる。

3. 表および図：文字は明朝体で作成し、必ず表題（表は上、図は下）をつけて本文の欄外にその挿入箇所を指定する。表および図はそのまま製版・印刷が可能なように鮮明に描く。カラー写真を含む原稿の掲載を希望する場合は、投稿前に編集委員長に問い合わせること。

4. 引用文献：本文中の引用順に番号をつけて以下のように記載する。

なお、著者（または編集者）は筆頭者から5名までは列記し、6人目からは「ほか」または「et al.」として省略する。

また、文中の引用順序に従い、引用箇所の終わりに連続の番号を右肩（8ポイント活字でカッコ閉じる記号付き）に付け、【参考文献】の所に一括記載する。文献の記載は次に従う。[雑誌] 著者名：表題、誌名、巻数：通巻の始頁・終頁、発行年

<論文の長さ>

特に規定なし。

#### 【投稿時の注意事項】

投稿時の誓約・同意は、山梨県臨床検査技師会ホームページより様式2（誓約書および同意書）をダウンロードして必要事項を記入し提出するとし、論文内容については、著者が責任を負う。また、論文が受理され本誌に掲載された場合は、その著作権を山梨県臨床検査技師会に帰属することを承諾したものとみなす

#### 【著者校正・原稿の採択】

- 1 投稿論文の採否は、査読終了後、「山梨県医学検査会誌」編集委員会で決定し、後日通知する。採択された原稿は返却しない。なお、編集方針に従って修正を願う場合がある。
- 2 編集委員・査読委員は山梨県臨床検査技師会会長より任命される。
- 3 原稿送付先は山梨県臨床検査技師会学術部長宛とし、封筒の表書きに朱書で「山梨県医学検査会誌論文在中」と記すこと。  
なお、論文が受理された場合、PDFにて再度提出する。

#### 【利益相反について】

投稿論文に関してその有無を編集委員長に申告し、「利益相反」がある場合は本文の「参考文献」の前に項を設け、それを具体的に記載する。

#### 【別刷】

10部進呈する。なお、増部の希望がある場合は有料で応じる。（希望者は掲載通知後編集委員会へ7日以内に申し込むこととする）